

## 幹事会の設置について

平成 2 1 年 3 月 2 3 日 制定

平成 2 1 年 4 月 1 日 改正

### ( 趣 旨 )

- 1 徳島市地域公共交通協議会規約第 8 条第 1 項の規定に基づき、幹事会を設置する。

### ( 組 織 )

- 2 徳島市地域公共交通協議会規約第 8 条第 2 項の規定に基づき、会長が定める幹事会の組織、運営その他必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学識経験者
- 二 徳島市都市整備部まちづくり推進総室長
- 三 徳島市企画調整課長
- 四 徳島市市民生活課長
- 五 徳島市保健福祉総務課長
- 六 徳島市教育委員会学校教育課長
- 七 徳島市地域交通課長
- 八 その他幹事会が必要と認める者

(2) 幹事長は、徳島市都市整備部まちづくり推進総室長をもって充てる。

(3) 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。